

2019年度 医療対話推進者研修のご案内

主催：患者・家族と医療をつなぐ NPO法人架け橋

NPO法人「架け橋」の企画による2019年度の医療対話推進者研修をご案内いたします。当研修は、2013年1月に厚生労働省医政局より送付された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に沿った内容です。皆さまのご参加をお待ちしております。

架け橋が行う「医療対話推進者研修」の特色

- 1 平成25年3月21日厚生労働省保険局医療課が疑義解釈（※注参照）で示す要件を満たした研修である。
- 2 患者家族（医療事故を経験した家族）の立場に立つものが、研修の企画運営にかかわることで、より医療者・患者家族間の説明と対話の文化の醸成に資するものとなっている。
- 3 研修では、実際の事例を基に事例検討を行うことで学びを実際の行動に結びつけることができ、実践的な内容となっている。

主な研修内容

- ① 患者・家族対応の基本的知識
- ② 医療安全に関する知識
- ③ 患者・家族支援体制の構築
- ④ 患者・家族支援についての職員に対する研修の企画・運営
- ⑤ 患者・家族支援に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価
- ⑥ 医療事故が発生した場合や医療事故を疑った患者・家族からの申し出があった場合の対応
医療事故に遭遇した患者・家族と医療者の事例から心情を学ぶ
- ⑦ 説明と対話の文化の醸成
- ⑧ 事例検討会・実務演習

対象：現在、患者サポート体制充実加算の要件の相談窓口担当者など、医療機関内で患者支援業務に携わっている人、またはその予定がある人

定員：50名

研修日程及び会場（開催時間：1日目は9時～17時、3日目は9時～16時）

2019年	1日目	2日目	3日目	会場
東京1	7月13日(土)	7月14日(日)	7月15日(祝)	ビジョンセンター東京駅前 7階707
名古屋	9月21日(土)	9月22日(祝)	9月23日(祝)	名古屋大学医学部基礎研究棟 1階 会議室2
大阪	11月2日(土)	11月3日(日)	11月4日(休)	アットビジネスセンター大阪梅田 7階701号室
東京2	2020年 1月11日(土)	1月12日(日)	1月13日(祝)	全水道会館（水道橋） 4階大会議室

■お問い合わせメール：npokakehashi_office@yahoo.co.jp（研修申し込み用ではありません）

<留意事項>

研修は3日間通してご出席ください。3日間終了した方には、修了証書をお渡しします。なお、遅刻や途中退出をされた方には、お渡しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(ただし、天候や交通状況の遅延による場合はその限りではありません)

受講料：42,000円(正会員は39,000円)

申込み方法：ホームページの申込みフォームから、以下の項目を記載してください。

- ① 希望コース(東京1・名古屋・大阪・東京2)
- ② 参加者氏名(ふりがな)
- ③ 参加者のE-mailアドレス
- ④ 連絡先電話番号
- ⑤ 緊急連絡先(当日や緊急時の連絡先)
- ⑥ 所属施設・所属部署
- ⑦ 職種/役職
- ⑧ 当NPOの正会員の方はその旨を明記してください。(ご本人に限り受講料を割引いたします)

※お申込み後、当研修の要項、受講料のお振込先をご案内します。受講料のお振込みが確認できた方には研修プログラム、事前準備資料をお送りいたします。

※注：疑義解釈資料の送付について(その7)(平成28年9月15日 厚生労働省 事務連絡)

(問5) 区分番号「A234-3」患者サポート体制充実加算の施設基準にある「専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他の医療有資格者等」について、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(平成24年4月20日付け事務連絡)及び「疑義解釈資料の送付について(その12)」(平成25年3月21日付け事務連絡)では、医療有資格者以外の者については、患者サポートに関する院内外での活動(研修会への参加や研修会での講師の経験など)等の経験及び所定の要件を満たす研修の修了を必要としているが、平成28年4月1日以降については、どのような取扱いになるのか。

(答) 平成28年4月1日以降であって、当該加算の届出を行う場合であっても、従前の取扱いと同様、医療有資格者以外の者については、

・患者サポートに関する業務を1年以上経験

・患者の相談を受けた件数が20件以上

・患者サポートに関する院内外での活動(研修会への参加や研修会での講師の経験など)のすべての経験のある者であるとともに、「疑義解釈資料の送付について(その12)」(平成25年3月21日付け事務連絡)で示した要件を満たす研修を修了すること。

(問6) 区分番号「A234-3」患者サポート体制充実加算の施設基準にある「専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他の医療有資格者等」について、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(平成24年4月20日付け事務連絡)及び「疑義解釈資料の送付について(その12)」(平成25年3月21日付け事務連絡)では、医療有資格者以外の者については、(・・・中略・・・)現時点で職務にあたっている医療機関以外での経験であっても、所定の要件を満たす場合は届出可能か。

(答) そのとおり。

◆NPO法人 架け橋ホームページ：<http://www.kakehashi-npo.com/>